一七　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二一　四

○財務省、農林水産省、経済産業省

九　株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件の一部を改正する件　九　二

一〇　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づく危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める件

○財務省、国土交通省

一　独立行政法人住宅金融支援機構法附則第七条第十三項の規定に基づき、主務大臣が定める債務及び当該債務の償還期限を定める件　三一　161　一二

○国　税　庁

一一五―認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　三一　八

○文部科学省

九八　平成二十一年度において社会教育主事の講習を実施する件　三　三

九九　重要文化財を国宝に指定する件　一〇　146　四四

一〇〇　重要文化財を分割して国宝に指定する件　一〇　146　四四

一〇一　重要文化財に文化財を追加して指定する件　一〇　146　四五

一〇二　重要文化財を分割し文化財を追加して指定する件　一〇　146　四五

一〇三　重要文化財の一部を解除して員数を改める件　一〇　146　四六

一〇四　重要文化財に文化財を追加して名称及び員数を改める件　一〇　146　四六

一〇五　旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件　一〇　146　四六

一〇六　文化財を重要文化財に指定する件　一〇　146　四七

一〇七　国宝の名称を改める件　一〇　146　四九

一〇八　重要文化財の名称及び員数を改める件　一〇　146　五〇

一〇九　文化財を登録有形文化財に登録する件　一〇　146　五〇

一一〇　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　一六　150　五

一一一　文部科学省認定社会通信教育の実施者の名称を変更した件　二二　五

一一二　文部科学省認定社会通信教育の実施者の所在地を変更した件　二二　五

一一三　史跡に指定する件　二三　154　五

一一四　名勝に指定する件　二三　154　一〇

一一五　特別史跡に地域を追加して指定する件　二三　154　一三

一一六　史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件　二三　154　一三

一一七　史跡に地域を追加して指定し、一部を解除する件　二三　154　一三

一一八　史跡に地域を追加して指定する件　二三　154　一四

一一九　名勝に地域を追加して指定する件　二三　154　一七

一二〇　天然記念物の指定を解除する件　二三　154　一八

一二一　重要文化的景観に地域を追加して選定する件　二三　154　一八

一二二　記念物を登録記念物に登録する件　二三　154　一八

一二三　原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策拠点施設を指定する件の一部を改正する件　三〇　四

一二四　文部科学省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件　三一　九

一二五　著作者の実名登録の件　九　五

一一六―著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件　三〇　160　九

○厚生労働省

三四三　生物由来原料基準等の一部を改正する件　一　四

三四四　雇用保険法施行規則第四条第一項第二号により雇用保険法を適用しない者を定める件　一　五

三四五　雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件の一部を改正する件　一　五

三四六　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　二　140　一

三四七　食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件　六　三

三四八　食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の名称の変更の件　六　三

三四九　薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　六　三

三五〇　薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件　六　四

三五一　薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件　六　四

三五二　医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件　六　四

三五三　生物学的製剤基準の一部を改正する件　七　四

三五四　薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件　七　七

三五五　薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部を改正する件　七　八